

【セブンカード（個人用）ポイントサービス特約】

現行	改定後
<p>第1条 本特約の目的</p> <p>1.当社は会員に対し、セブンカード会員規約（以下「会員規約」といいます。）第6条に定める付帯サービスの1つとして、会員が加盟店においてカードを利用すること等により、本特約の規定に従い会員にポイントを加算し、加算されたポイントを当社が指定する第2条に定める「ポイント利用加盟店」において本特約の規定に従って利用することができるサービス（以下「ポイントサービス」といいます。）を提供します。ただし、カードのうち、「SEVEN CARD plus」と記載のあるカードについては、本特約は適用されず、当社が別途定める「セブンカード・プラス nanaco ポイントサービス特約」が適用されるものとします。</p> <p>2.ポイントサービス以外の事項に関しては、会員規約に従うものとします。</p>	<p>第1条 本特約の目的</p> <p>1.当社は会員に対し、セブンカード会員規約（以下「会員規約」といいます。）第6条に定める付帯サービスの1つとして、会員が加盟店においてカードを利用すること等により、本特約の規定に従い会員にポイントを加算し、加算されたポイントを当社が指定する第2条に定める「ポイント利用加盟店」において本特約の規定に従って利用することができるサービス（以下「ポイントサービス」といいます。）を提供します。ただし、カードのうち、「SEVEN CARD plus」と記載のあるカードについては、本特約は適用されず、当社が別途定める「セブンカード・プラス nanaco ポイントサービス特約」が適用されるものとします。</p> <p>2.ポイントサービス以外の事項に関しては、会員規約に従うものとします。</p>
<p>第2条 ポイント利用加盟店</p> <p>ポイント利用加盟店は、以下の各店とします。ただし、会員規約第6条に従い変更することがあります。</p> <p>(1) 株式会社イトーヨーカ堂、その関連会社または提携会社が運営するイトーヨーカドー、グッディハウス。</p> <p>(2) 株式会社ヨークマートが運営するヨークマート。</p>	<p>第2条 ポイント利用加盟店</p> <p>ポイント利用加盟店は、以下の各店とします。ただし、会員規約第6条に従い変更することがあります。</p> <p>(1) 株式会社イトーヨーカ堂、その関連会社または提携会社が運営するイトーヨーカドー、グッディハウス。</p> <p>(2) 株式会社ヨークマートが運営するヨークマート。</p>
<p>第3条 ポイントサービスの提供</p> <p>1.カードによりクレジット決済をしたときに加算されるポイントをクレジットポイントといいます。</p> <p>2.ポイント利用加盟店において、カードによりクレジット決済をしたとき、またはカード</p>	<p>第3条 ポイントサービスの提供</p> <p>1.カードによりクレジット決済をしたときに加算されるポイントをクレジットポイントといいます。</p> <p>2.ポイント利用加盟店において、カードによりクレジット決済をしたとき、またはカード</p>

<p>を提示して現金や商品券の利用などクレジット決済以外の支払方法によるショッピングで加算されるポイントをショップポイントといいます。</p> <p>※ポイント利用加盟店においてカードによりクレジット決済をしたときには、前項および本項に規定される両方のポイントが加算されます。</p> <p>3.前二項の他、当社およびセブン&アイ HLDGS.は、会員が当社およびセブン&アイ HLDGS.の提供するサービスをご利用された状況等に応じてポイントの加算や割引等の優遇サービスを提供することがあります。</p>	<p>を提示して現金や商品券の利用などクレジット決済以外の支払方法によるショッピングで加算されるポイントをショップポイントといいます。</p> <p>※ポイント利用加盟店においてカードによりクレジット決済をしたときには、前項および本項に規定される両方のポイントが加算されます。</p> <p>3.前二項の他、当社およびセブン&アイ HLDGS.は、会員が当社およびセブン&アイ HLDGS.の提供するサービスをご利用された状況等に応じてポイントの加算や割引等の優遇サービスを提供することがあります。</p>
<p>第4条 ポイント加算の方法</p> <p>1.ポイント利用加盟店におけるポイントの加算について</p> <p>(1) 加算の方法</p> <p>①ご精算前にレジにてカードをご提示いただいた場合に限りポイントを加算します。ポイント加算に際しては、サービスカウンター等にてその手続きを行う場合があります。</p> <p>②ポイントの加算は、当社が発行するカード・現金・セブン&アイ共通商品券・ギフト券・その他ポイント利用加盟店が指定する支払方法のいずれか、またはその組合せに限ります。</p> <p>※当社以外が発行するクレジットカードのお支払いが含まれる場合には、ポイントは加算されません。</p> <p>③ポイントの加算内容は、以下のとおりとします。</p> <p>ショップポイント …</p> <p>ポイント利用加盟店においてカード(クレジット払い)・現金・商品券・ギフト券でお支払いのとき、お買上レシートに表示された1P対象税抜金額 100円ごとに1ポイント加</p>	<p>第4条 ポイント加算の方法</p> <p>1.ポイント利用加盟店におけるポイントの加算について</p> <p>(1) 加算の方法</p> <p>①ご精算前にレジにてカードをご提示いただいた場合に限りポイントを加算します。ポイント加算に際しては、サービスカウンター等にてその手続きを行う場合があります。</p> <p>②ポイントの加算は、当社が発行するカード・現金・セブン&アイ共通商品券・ギフト券・その他ポイント利用加盟店が指定する支払方法のいずれか、またはその組合せに限ります。</p> <p>※当社以外が発行するクレジットカードのお支払いが含まれる場合には、ポイントは加算されません。</p> <p>③ポイントの加算内容は、以下のとおりとします。</p> <p>ショップポイント …</p> <p>ポイント利用加盟店においてカード(クレジット払い)・現金・商品券・ギフト券でお支払いのとき、お買上レシートに表示された1P対象税抜金額 200円ごとに1ポイント加</p>

算します。

※ポイント利用分・割引セール時の割引金額は加算対象外となります。

クレジットポイント (A) …

ポイント利用加盟店においてカードによるクレジット決済をされたお買上金額 100 円ごとに ~~0.5~~ ポイント加算します。~~なお、小数点以下は四捨五入します。~~

(2) ショップポイント加算の対象とならない売場・商品・サービス等について

①売場：専門店（テナント）・飲食店・一部の食料品売場・一部の催事商品。

②商品：たばこ・商品券・ギフト券・テレホンカード・切手・印紙・葉書等の金券類・箱代等。

③サービス：加工・修理代・送料等。

④その他、当社がポイント対象外と指定する売場・商品・サービス・売掛の入金等。

(3) ボーナスポイントについて

①ボーナスポイント算定の期間は、毎年当年4月1日から翌年3月末日を対象とします。

②期間中、本会員と家族会員それぞれのショップポイント対象の累計お買上金額（消費税を除きます。）に応じて、次の表のとおり金額達成の翌日にボーナスポイントを各々達成された会員に加算します。

累計お買上金額（税抜）	ボーナスポイント
100 万円に達したとき	3,000 ポイント
150 万円に達したとき	10,000 ポイント
250 万円に達したとき	10,000 ポイント
以降 100 万円ごと	10,000 ポイント

(4) 本会員と家族会員のポイント加算について

ショップポイントとクレジットポイント(A)

算します。

※ポイント利用分・割引セール時の割引金額は加算対象外となります。

クレジットポイント (A) …

ポイント利用加盟店においてカードによるクレジット決済をされたお買上金額 **(税込) 200 円ごとに 1** ポイント加算します。

※加算されるポイント数＝お買上金額（税込）÷200×1 ポイント（小数点以下四捨五入）

(2) ショップポイント加算の対象とならない売場・商品・サービス等について

①売場：専門店（テナント）・飲食店・一部の食料品売場・一部の催事商品。

②商品：たばこ・商品券・ギフト券・テレホンカード・切手・印紙・葉書等の金券類・箱代等。

③サービス：加工・修理代・送料等。

④その他、当社がポイント対象外と指定する売場・商品・サービス・売掛の入金等。

(3) ボーナスポイントについて

①ボーナスポイント算定の期間は、毎年当年4月1日から翌年3月末日を対象とします。

②期間中、本会員と家族会員それぞれのショップポイント対象の累計お買上金額（消費税を除きます。）に応じて、次の表のとおり金額達成の翌日にボーナスポイントを各々達成された会員に加算します。

累計お買上金額（税抜）	ボーナスポイント
100 万円に達したとき	3,000 ポイント
150 万円に達したとき	10,000 ポイント
250 万円に達したとき	10,000 ポイント
以降 100 万円ごと	10,000 ポイント

(4) 本会員と家族会員のポイント加算について

ショップポイントとクレジットポイント(A)

は各々ご利用された会員に加算されます。

2.ポイント利用加盟店以外の加盟店におけるポイントの加算について

(1) 加算の方法

クレジットポイント (B)

ポイント利用加盟店以外の加盟店においてカードによるクレジット決済をしたとき、当社ホームページ (<http://www.7card.co.jp/>) において記載のとおりポイントを加算します。このポイントは、ご利用代金明細書に表示され約定支払日の属する月の 5 日に加算されます。

ただし、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払いをご指定いただいたときには、初回の約定支払日の属する月に当該お買上金額の全額相当分のポイントが一度に加算されます。

(2) 加算の対象とならないご利用について

- ①カード年会費、キャッシング 1 回払い・キャッシングリボ払い等金融商品のご利用分。
- ②その他、当社がポイント対象外と指定するご利用分。

(3) 本会員と家族会員のポイント加算について

本会員のご利用によるポイントと家族会員のご利用によるポイントは、どちらも本会員のカードに加算されます。

3.前項のうち、イトーヨーカドーおよび株式会社イトーヨーカ堂が運営するアリオ等の大型ショッピングモール (以下「アリオ等」といいます。) に出店する専門店 (テナント)

(以下総称して、「テナント等」といいます。) におけるポイントの加算について

(1) 加算の方法

クレジットポイント (C)

イトーヨーカドーに出店するテナント等に

は各々ご利用された会員に加算されます。

2.ポイント利用加盟店以外の加盟店におけるポイントの加算について

(1) 加算の方法

クレジットポイント (B)

ポイント利用加盟店以外の加盟店においてカードによるクレジット決済をしたとき、当社ホームページ (<https://www.7card.co.jp/>) において記載のとおりポイントを加算します。このポイントは、ご利用代金明細書に表示され約定支払日の属する月の 5 日に加算されます。

ただし、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払いをご指定いただいたときには、初回の約定支払日の属する月に当該お買上金額の全額相当分のポイントが一度に加算されます。

(2) 加算の対象とならないご利用について

- ①カード年会費、キャッシング 1 回払い・キャッシングリボ払い等金融商品のご利用分。
- ②その他、当社がポイント対象外と指定するご利用分。

(3) 本会員と家族会員のポイント加算について

本会員のご利用によるポイントと家族会員のご利用によるポイントは、どちらも本会員のカードに加算されます。

3.前項のうち、イトーヨーカドーおよび株式会社イトーヨーカ堂が運営するアリオ等の大型ショッピングモール (以下「アリオ等」といいます。) に出店する専門店 (テナント)

(以下総称して、「テナント等」といいます。) におけるポイントの加算について

(1) 加算の方法

クレジットポイント (C)

イトーヨーカドーに出店するテナント等に

<p>おいては、カードによるクレジット決済をしたお買上金額 200 円ごとに 1 ポイント加算し、アリオ等に出店するテナント等においては、カードによるクレジット決済をしたお買上金額 200 円ごとに 2 ポイント加算します。</p> <p>(2) 加算の対象とならないご利用について</p> <p>①カード年会費、キャッシング 1 回払い・キャッシングリボ払い等金融商品のご利用分。</p> <p>②その他、当社がポイント対象外と指定するご利用分。</p> <p>(3) 本会員と家族会員のポイント加算について</p> <p>クレジットポイント (C) は各々ご利用された会員に加算されます。本項は 2019 年 4 月から 9 月末の期間に渡り順次適用となります。</p>	<p>おいては、カードによるクレジット決済をしたお買上金額 (税込) 200 円ごとに 1 ポイント加算し、アリオ等に出店するテナント等においては、カードによるクレジット決済をしたお買上金額 (税込) 200 円ごとに 2 ポイント加算します。</p> <p>(2) 加算の対象とならないご利用について</p> <p>①カード年会費、キャッシング 1 回払い・キャッシングリボ払い等金融商品のご利用分。</p> <p>②その他、当社がポイント対象外と指定するご利用分。</p> <p>(3) 本会員と家族会員のポイント加算について</p> <p>クレジットポイント (C) は各々ご利用された会員に加算されます。本項は 2019 年 4 月から 9 月末の期間に渡り順次適用となります。</p>
<p>第 5 条 ポイント利用について</p> <p>ポイントは、1 ポイントにつき 1 円換算でポイント利用加盟店における商品代金の一部、または全部として利用できるものとします。なお、ポイントは換金および商品券と交換することはできません。</p> <p>(1) 加算されたポイントは、同一店舗でのみ当日からご利用できますが、当日までにカード利用実績のある他の店舗では、翌日からご利用できます。</p> <p>(2) 初めてカードをご利用いただいた店舗では、ポイントの利用はその翌日からとなります。</p>	<p>第 5 条 ポイント利用について</p> <p>ポイントは、1 ポイントにつき 1 円換算でポイント利用加盟店における商品代金の一部、または全部として利用できるものとします。なお、ポイントは換金および商品券と交換することはできません。</p> <p>(1) 加算されたポイントは、同一店舗でのみ当日からご利用できますが、当日までにカード利用実績のある他の店舗では、翌日からご利用できます。</p> <p>(2) 初めてカードをご利用いただいた店舗では、ポイントの利用はその翌日からとなります。</p>
<p>第 6 条 お買上商品返品時のポイントサービスについて</p> <p>1.ポイント利用加盟店およびテナント等においてお買い上げいただいた商品を、会員のご都合その他の事由で返品される場合は、レシートと共にカードを提示し、当該返品商品の</p>	<p>第 6 条 お買上商品返品時のポイントサービスについて</p> <p>1.ポイント利用加盟店およびテナント等においてお買い上げいただいた商品を、会員のご都合その他の事由で返品される場合は、レシートと共にカードを提示し、当該返品商品の</p>

<p>お買上時に加算したポイント数を累計ポイントから差し引くものとします。また、お買上時にポイントの利用があった場合には、ポイント利用加盟店により同数のポイント、またはそれに相当する現金にてお戻しします。</p> <p>2.ポイント利用加盟店以外の加盟店における返品にともなうクレジットポイント(B)の減算が生じる場合は、減算相当分のポイントを当該返品の精算月の5日に差し引くものとします。</p>	<p>お買上時に加算したポイント数を累計ポイントから差し引くものとします。また、お買上時にポイントの利用があった場合には、ポイント利用加盟店により同数のポイント、またはそれに相当する現金にてお戻しします。</p> <p>2.ポイント利用加盟店以外の加盟店における返品にともなうクレジットポイント(B)の減算が生じる場合は、減算相当分のポイントを当該返品の精算月の5日に差し引くものとします。</p>
<p>第7条 カード再発行時のポイントについて</p> <p>会員がカードを紛失・盗難、または破損し、当社がカードを再発行した場合には、それまでの有効ポイントは再発行したカードに移行されます。ただし、当社に届け出るまでに第三者に累計ポイントを使用された場合、使用された相当分の損害は会員の負担となります。</p>	<p>第7条 カード再発行時のポイントについて</p> <p>会員がカードを紛失・盗難、または破損し、当社がカードを再発行した場合には、それまでの有効ポイントは再発行したカードに移行されます。ただし、当社に届け出るまでに第三者に累計ポイントを使用された場合、使用された相当分の損害は会員の負担となります。</p>
<p>第8条 ポイントの有効期限</p> <p>1.毎年当年4月1日から翌年3月末日までのポイント加算期間中に加算されたポイントの有効期限は、その翌年の3月末日までとします。ただし、第4条第1項(3)に規定されるボーナスポイント加算のための各お買上金額を3月31日に達成された場合には当該ボーナスポイントの加算は翌日の4月1日となりますが、その有効期限は翌年の3月31日までとなります。</p> <p>2.有効期限内に利用されなかったポイントは失効するものとします。</p>	<p>第8条 ポイントの有効期限</p> <p>1.毎年当年4月1日から翌年3月末日までのポイント加算期間中に加算されたポイントの有効期限は、その翌年の3月末日までとします。ただし、第4条第1項(3)に規定されるボーナスポイント加算のための各お買上金額を3月31日に達成された場合には当該ボーナスポイントの加算は翌日の4月1日となりますが、その有効期限は翌年の3月31日までとなります。</p> <p>2.有効期限内に利用されなかったポイントは失効するものとします。</p>
<p>第9条 業務委託</p> <p>1.会員は、当社が当社の指定する委託先に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。</p> <p>(1) ポイントの加算・利用に関する業務。</p>	<p>第9条 業務委託</p> <p>1.会員は、当社が当社の指定する委託先に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。</p> <p>(1) ポイントの加算・利用に関する業務。</p>

<p>(2) ポイントの情報処理・電算機処理に付随する業務。</p> <p>2.会員は、当社が前項委託業務範囲を追加・変更することがあることを予め承諾するものとします。</p> <p>3.会員は、当社の指定する委託先が第1項の業務を行うために必要な範囲で、会員に関する情報を当社が当社の指定する委託先に提供することを予め承諾するものとします。</p>	<p>(2) ポイントの情報処理・電算機処理に付随する業務。</p> <p>2.会員は、当社が前項委託業務範囲を追加・変更することがあることを予め承諾するものとします。</p> <p>3.会員は、当社の指定する委託先が第1項の業務を行うために必要な範囲で、会員に関する情報を当社が当社の指定する委託先に提供することを予め承諾するものとします。</p>
<p>第10条 本特約の改廃</p> <p>当社は、本特約またはその他の特約を含むサービスの内容を変更する場合は、会員に変更事項を通知もしくは告知することによって行います。なお、会員は本特約の改廃があった場合、改定後の特約に従うことを予め承諾するものとします。</p>	<p>第10条 本特約の改廃</p> <p>当社は、本特約またはその他の特約を含むサービスの内容を変更する場合は、会員に変更事項を通知もしくは告知することによって行います。なお、会員は本特約の改廃があった場合、改定後の特約に従うことを予め承諾するものとします。</p>
<p>第11条 退会または会員資格喪失時のポイント</p> <p>会員が退会または会員資格を喪失した時点で、それまでの累計ポイントは失効するものとします。</p> <p style="text-align: right;">【2019年4月版】</p>	<p>第11条 退会または会員資格喪失時のポイント</p> <p>会員が退会または会員資格を喪失した時点で、それまでの累計ポイントは失効するものとします。</p> <p style="text-align: right;">【2019年7月版】</p>